



特殊車両の指導・取締について

滋賀国道事務所では、国道8号 豊郷車両計量所において、特殊車両に対しての指導取締を毎月1回程度、彦根警察署の交通取締（過積載及び交通違反等）と合同で実施しています。

特殊車両の指導取締は、以下の方法で実施します。

- ① 特殊車両に該当する車両を発見し
- ② 計量所内の重量計へ誘導し
- ③ 幅、長さ、高さ及び車両総重量を計測し
- ④ 許可証の有無の及び許可条件・通行経路等の確認を行い
- ⑤ 許可の無いものや許可条件に違反した車両に対し指導を行う



↑重量計測中



←寸法計測中

平成24年5月22日（火）に実施した指導取締では、対象車両7台の内、5台（無許可1台、許可条件（経路）違反3台、不携帯1台）に対し、指導警告を行いました。

↓通行許可証の確認



近年の傾向として、特車許可制度については概ね周知されているようで、完全な無許可車両はほとんど見られませんが、許可証の許可条件や有効性については、まだまだ理解度が低いように思われます。

特殊車両通行許可制度について

道路法では、道路はある一定規格の車両が安全・円滑に通行が出来るように設計されており、この規格を超える車両（特殊車両）は、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるため、政令※で定める最高限度（一般的制限値）を超える車両は、道路を通行させてはならないとされています。

※ 車両制限令第3条

一般的制限値（最高限度）＜抜粋＞

幅	2.5m	
長さ	12.0m	
高さ	3.8m（高さ指定道路は4.1m）	
重さ	総重量	20.0t（重さ指定道路は25t）
	軸重	10.0t
最小回転半径	12.0m	

しかしながら、実際の社会・経済活動に伴い、やむを得ず前述の最高限度を超える車両を通行が必要な場合は、車両の構造及び積載貨物の特殊性を審査し、やむを得ないと道路管理者が認める場合に限って、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するために必要な条件（徐行、連行の禁止、誘導車の配置、通行時間の指定等）を付して、通行を許可することができるとされています。

（→ 道路法47条第2項）

これに反して車両を通行させているものに対して、当該車両の通行禁止、貨物の軽減、徐行など、道路の保全、交通の危険防止に必要な措置を講じることを命ずることができるとされています。

（→ 道路法47条第3項）

以上に基づき行われるのが、特殊車両許可申請であり、指導取締です。